

現 場 説 明 書 追 加 事 項

工事名 市道三浜町1号線舗装工事

工 種	種 別	説 明 事 項
	技術者の適正配置	<p>1. 請負代金額 4,500万円以上の工事については、主任技術者又は監理技術者は専任とする。ただし、当初契約時における「請負代金額」は「許容価格」と読み替えて適用する。</p> <p>2. 専任となる期間は、工事着手日から工事検査日までとし、修補等の指示を受けた場合は修補完了日までとする。 なお、この期間における技術者の変更は基本的に認めない。ただし、病気・退職等やむを得ない特別な事情がある場合は、この限りではない。この場合、変更となる事由を書面にて本市に申し出、承認を得ること。</p>
	施工時間帯	<p>1. 本工事の施工時間帯は昼間施工（8:00～17:00）で考えているが、関係機関との協議により、これにより難しい場合は監督員と協議すること。</p>

工 種	種 別	説 明 事 項															
一般事項	建設副産物	<p>本工事から発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）及び産業廃棄物は、下記の再資源化施設に搬入するものとし、その再資源化等費（処分費。なお、岡山県内で処理する場合には産業廃棄物処理税相当額、又は、産業廃棄物の処理に係る税の条例が施行されている他の県で処理する場合には各県の産業廃棄物の処理に係る税相当額を含む。）については、見積単価を採用している。なお、運搬に先だち受入条件等を確認し、監督員に報告するものとする。</p> <p>また、下記再資源化施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。但し、現場条件や数量の変更等、受注者の責によらない事項についてはこの限りではない。</p> <p>特定建設資材廃棄物（建設リサイクル法）</p> <table border="1" data-bbox="515 647 1437 822"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>処理場所</th> <th>処理施設名</th> <th>片道運搬距離</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト・コンクリート</td> <td>岡山市南区飽浦地内</td> <td>(株)南備</td> <td>L=7.9km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルト切削殻</td> <td>岡山市北区御津河内地内</td> <td>第一建設(株)</td> <td>L=27.2km</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 受入条件については、下記のとおりとする。 1) 受入時間帯は、平日の8:00～17:00を予定している。 2) ゴミ等を混入させないこと。 3) As殻については路盤材及び土砂の混入がない様努めるものとする。</p> <p>3. 特定建設資材廃棄物の処理については、契約締結時に契約書別紙に記載した施設以外の施設に持ち込みを行う場合は、契約違反となるので注意すること。契約書別紙に記載した施設以外の施設に持ち込みを行う場合は、事前に監督員と協議を行うこと。</p>	種 別	処理場所	処理施設名	片道運搬距離	備 考	アスファルト・コンクリート	岡山市南区飽浦地内	(株)南備	L=7.9km		アスファルト切削殻	岡山市北区御津河内地内	第一建設(株)	L=27.2km	
種 別	処理場所	処理施設名	片道運搬距離	備 考													
アスファルト・コンクリート	岡山市南区飽浦地内	(株)南備	L=7.9km														
アスファルト切削殻	岡山市北区御津河内地内	第一建設(株)	L=27.2km														

工 種	種 別	説 明 事 項
仮設工	交通誘導警備員等	1. 交通誘導警備員を下記の通り見込んでいる。 交通誘導警備員B（昼間交替要員無し） 16人 なお、配置場所等については、監督員と協議すること。

工 種	種 別	説 明 事 項
舗装工	路面切削工	1. 日々の施工が完了した後、当日表層工を施工すること。やむを得ず段差が生じる場合は、縦断方向へのすり付けは、岡山県土木部制定「土木工事設計マニュアル」により、かつ車道段差が無いように施工量を考慮するとともに路肩処理等も完了すること。 2. 施工途中で降雨等のためやむを得ず横断方向に段差が生ずる場合は次の何れかによること。 1) アスファルト合材により段差のすり付けを行うこと。勾配は4%以下とする。 2) 岡山市土木工事共通仕様書の保安施設設置基準に基づきバリケード、赤色灯等を設置して交通開放を行う。 3. 路面切削量の確認については、「測量による方法」による。 1) 切削前 一車線当り5点を測量すること。測定方法は、路肩及び車線境界あるいは中央線は、水準測量を行うこととするが、その他の測定点は、水糸等を用いた高低差によることができる。（横断プロフィルメーターを使用してもよい。） 2) 切削後 一車線当り3点を測量すること。測定方法は、切削前に測定した路肩等の高さの既知点からの高低差によることができる。 4. 横断測量の間隔 20m毎に1断面の割合で測量を行う。

工 種	種 別	説 明 事 項
共通仮設費	技術管理費	1. 受注者は当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査、諸経費動向調査、施工合理化調査及び施工形態動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をすること。 工期経過後においても同様とする。経過後においても同様とする。